

特別寄稿

# シリーズ「広島教育正常化への軌跡」 なぜ広島教育は狂ったのか ⑨

広島県公立中学校教諭 立花 一道

## 糾弾を「私的制裁」と断じた部会報告書

今回も別の資料を紹介した上で広島教育がいかにか歪んでいたかを見ていきましょう。読者の皆さんに有用な情報をお伝えし、共有した上で話を進めることが、より理解を深めていただけると考えるからです。

使う資料は、「部会報告書」です。（正式には「地域改善対策協議会基本問題検討部会報告書」といいます。）

この「部会報告書」は昭和61年8月に出されましたが、その中で同対審答申では触れていない新たな問題が生じていることを指摘しています。特に糾弾については「行き過ぎた行為」「私的制裁以外の何物でもない」と断じ、「是正」を求めています。

「部会報告書」は、「同和問題の解決に向けての基本的な課題」について問題点と解決策、今後の課題について「検討部会」が検討・審議したものを報告したものです。

検討部会は、地対協（地域改善対策協議会）が設置した部会です。（地対協は、同和問題解決に向けて国が設置した審議機関です。）

部会報告では次の5つを、これからの同和問題解決の根本的解決を考えていく「基本的課題」としてあげています。以下、重要部分を引用します（傍線：筆者：以下同じ）。引用文は【 】で示します。

- 【1. 同和問題について自由な意見交換のできる環境づくり
2. 同和問題に関する広報の在り方
3. 行政の主体性の確立と行政運営の適正化
4. えせ同和行為の排除

## 5. 同和関係者の自立、向上の精神のかん養とこれまでの行政施策等】

今回は1と2について引用してお伝えします。

### 【1. 同和問題について自由な意見交換のできる環境づくり

#### (1) 自由な意見交換を阻害している要因

現在、同和問題は、いわばタブー視されている傾向がある。同和問題に関し、様々な意見が自由に公表されにくいという状況にあることは、本問題についての国民的な理解を深める上で、大きな障害となっている。同和問題が、国民の開かれた討論の対象とならない限り、この問題の前進はあり得ない。

同和問題に関する自由な意見交換を阻害している大きな要因は、民間運動団体の行き過ぎた言動にある。民間運動団体の確認・糾弾という激しい行動形態が、国民に同和問題はこわい問題、面倒な問題であるとの意識を植え付け、同和問題に関する国民各層の批判や意見の公表を抑制してしまっている。行政機関においては、同和問題についての広報活動等に対する民間運動団体からの激しい抗議や確認・糾弾等への恐れから、自由な発言や広報活動を行っていないという傾向がみられる。また、新聞社、放送局、出版社等ジャーナリズムについても同様な傾向がみられ、同和問題に関する言論や報道に伴う負担やトラブル等を懸念して、同和問題に関する自由な立場からの批判や掘り下げた報道を行うことを躊躇している状況があるように思われる。

#### (2) 確認・糾弾行為についての考え方

確認・糾弾行為は、それが始められた頃の時代環境、すなわち、同和関係者の大多数が悲惨な生活状況に置かれ、厳しい差別の対象とされながら、それを改善するための行政施策が全く不十分な状況の下では、同和関係者の人権に関する自覚や差別の不合理性についての社会的認識を高める役割を果たしたことは否定できないが、基本的人権の保障を柱とする現行憲法下において、同和地区や同和関係者に対する行政施策の充実が図られている現代では、確認・糾弾行為の存在意義については、当然見直されねばならないものである。幅広い国民の理解を得るためには、民間運動団体の行動形態も、時代環境に即して変わるこ

とが求められる。

確認・糾弾行為は、被害者集団による一種の自力救済的かつ私的裁判的行為であるから、被糾弾者が当然にこれに服すべき義務を有するものではない。この点に関し、糾弾権が存在するとの主張が一部にみられるが、他人に何らかの義務を課する法的な権利として認められるためには、法律に根拠を有するか、判例上確立されたものでなければならない。しかし、糾弾権の根拠となる法律がないことは言うまでもないが、判例においてもそのような権利は認められていない。したがって、確認・糾弾行為に応ずる法的義務はなく、その場に出るか否かはあくまでも本人の自由意思によるべきことは当然である。そして、確認・糾弾行為が被糾弾者の自由意思に基づいて行われた場合でも、それは、社会的に相当と認められる程度にとどめられるべきであり、それを超えるときは、違法な行為であり、私的制裁以外の何物でもない。

また、確認・糾弾行為は、被害者集団によって行われるため、被糾弾者の自由意思に基づいて行われるものであっても、勢いの赴くまま、行き過ぎたものとなる可能性がある。さらに、糾弾会への出席が、民間運動団体の直接、間接の圧力によって余儀なくされる場合もあり、真に自由意思に基づくものかどうか疑わしい場合もあろう。

差別行為のうち、侮辱する意図が明らかな場合は別としても、本来的には、何が差別かというのは、一義的かつ明確に判断することは難しいことである。民間運動団体が特定の主観的立場から、恣意的にその判断を行うことは、異なった意見を封ずる手段として利用され、結果として、異なった理論や思想を持つ人々の存在さえも許さないという独善的で閉鎖的な状況を招来しかねないことは、判例の指摘するところでもあり、同和問題の解決にとって著しい阻害要因となる。もとより、差別行為が法益を侵害するものであれば現行刑法上あるいは現行民法上に所要の処罰あるいは救済の規定があるわけであり、また、法務省の人権擁護機関等、公的機関も整備されているのであるから、それらの公的制度や機関の中立公正な処理にゆだねるべきである。

### (3) 自由な意見交換ができる環境をつくるための方策

第1に、民間運動団体は、糾弾というような行き過ぎた行為を是正し、社会的に妥当と

認められ、国民的な納得が得られるような手段で活動を行うべきである。

第2に、行政機関・企業等は、もちろん、同和問題について正しい理解を持つよう努めるべきことは当然であるが、無原則に民間運動団体の要求に応ずることで問題を解決しようという態度は望ましいものではない。同和問題の理解を深めることと団体の要求に応ずることとは本質的に別個のものであり、団体の不当な圧力に対しては、毅然とした態度で臨むことが望ましい。また、団体の行為が受忍範囲を超え、違法行為に当たると思われる場合には、警察の協力を求めることも必要となろう。

第3に、行政機関は、同和問題について自由な意見交換のできる環境をつくるため、積極的な努力を行うべきである。具体的には、民間運動団体に対する当事者の対応についてのガイドラインや事例集を作成し、その周知徹底を図ること、国及び地方公共団体の地域改善担当部局その他関係行政機関を活用することによって相談指導体制を確立すること、人権擁護機関の活動を拡充すること等が必要となろう。

最後に、同和問題について自由な意見交換ができるという環境は、究極的には、国民一人一人がこの問題を正しく受け止め、差別意識の解消がなされることを通じて形成されるべきものであることはいうまでもない。】

## 【2. 同和問題に関する広報の在り方

ジャーナリズムが自由な立場で同和問題に関する意見や批判を公にし、掘り下げた報道を行うことは、同和問題の国民的理解を促進する上で極めて有効である。しかし、ジャーナリズムにおいては、同和問題については触れないことが賢明という固定観念が形成されているように見受けられる。この背景には、民間運動団体の行き過ぎた行動があるとみられるが、一方、行政機関がこれまで同和問題に関する情報や資料を十分提供してこなかったということにも原因があろう。また、ジャーナリズムにこの問題を避けて通ろうとする傾向があることは、ジャーナリズムの使命という観点からすれば、ジャーナリズム自体にも問題がないわけではない。

今後、行政機関が同和問題に関する議論や情報、資料をできるだけ公開し、ジャーナリズムに提供していくことになれば、ジャーナリズムの固定観念も次第に払拭することができ

と思われる。まず、同和問題に関する情報が一番集積している行政機関がこれまでの姿勢を改めていくことが重要である。】

＜同和問題への批判封じ＞

では広島の問題を重ねて見ていきましょう。

RCC が夕方のテレビニュースで要請文問題を報じましたが、これに解放同盟は抗議をします。「一方的な報道だ」との理由です。

抗議に RCC はすぐ謝罪してしまいました。

【ジャーナリズムが自由な立場で同和問題に関する意見や批判を公にし、掘り下げた報道を行うことは、同和問題の国民的理解を促進する上で極めて有効である】のですが、同和問題についての報道に対する激しい抗議や確認・糾弾等を恐れたのではないかと、容易に想像できます。

国民の理解と協力を得る上で極めて重要な同和問題に関する情報・批判がこうして封ぜられたのです。報道の自由の抑圧であり、民主国家において最も大切な権利の 1 つである国民の「知る権利」が踏みにじられたのです。

広く県民に情報を提供した上で、しっかりと議会で議論すべきでした。解放同盟は吉岡教育長の「男子の本懐」発言を、差別事件にして追及しています。吉岡教育長は追い込まれ、謝罪します。その上に総括書の提出までさせられています。

そもそもこの「本懐」発言は部落差別と何の関係もありません。何の権限もないのに、解放同盟が介入して糾弾を行うのは、何か恣意的な意図、独善的な状況を作ろうとしているのではないかと疑います。

吉岡教育長は「本県の教育推進上、解放同盟広島県連合会の果たした役割」をまとめることや、奨学金を貸与ではなく給付にすること、第 9 学区総合選抜類型別入試を廃止すること等を、糾弾を受ける中で執拗に要求されています。

「男子の本懐発言が問題となったことについては、解放新聞以外、一切のマスコミは一言半句報じていない」（解放新聞 742 号 昭和 60 年 7 月 17 日）。これは、中国中央病院の医師の発言を追及する際、解放同盟自身がその旨明らかにしています。どのマスコミも

問題視していない発言を「差別」だと糾弾する行為は、部会報告で指摘している、恣意的な判断、異なった意見を封じる手段として利用、独善的な状況づくり、そして私的制裁以外の何物でもありません。

「男子の本懐」は、第一次世界大戦後、浜口雄幸首相が日本経済の立て直しを果たした後、凶弾に倒されますが、その際に述べた言葉です。作家の城山三郎氏が昭和 54 年に小説化して大好評を博した作品の題名でもあります。この言葉を使った吉岡教育長発言を、差別と言ひ募るのは恣意的で独善でしかありません。

部会報告が指摘するように、糾弾権というのはありません。法的根拠もなく、判例でも認められてないのです。糾弾を、【同和問題の解決にとって著しい阻害要因となる】と断じているのは注目に値します。

多人数で威圧する中で行われる糾弾は私的制裁、部会報告のいうとおりです。

宮沢蔵相が「私的制裁」に関して、「たくさんの方がリンチに遭い、職を失い、あるいは失望して公職をやめる、それは無限にございます」と、県立世羅高校の石川敏浩校長の自殺を巡る問題で自民党の矢野哲朗議員からの質問でこう答えています。リンチとは私的制裁のことです。平成 11 年の参議院予算委員会で述べたこの時までリンチが行われていたということです。

しかし解放同盟は糾弾を「生命を養う大動脈」（解放新聞 738 号 昭和 60 年 6 月 19 日）と糾弾闘争を堅持して進めています。実は今も続いているのです・・・。

## 《読者の皆様へお願い》

※ 「なぜ広島教育は狂ったのか」をお読みになった感想をお寄せください。筆者の励みにもなりますのでメールかファックスにてお送りください。

※ 「なぜ広島教育は狂ったのか」の内容充実のため、広島教育について資料などをお持ちの方はお送りください。メールやファックスでのご提供が難しい場合は、事務局までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

〒731-0102 広島市安佐南区川内 4-11-18 日本会議広島事務局

TEL：082-831-6205 FAX：082-831-6206 E-mail：info@jp-pride.com